

# 付11 全国消費実態調査規則

昭和59年4月20日総理府令第23号  
最終改正 平成21年4月6日  
総務省令第45号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、並びに同法及び統計法施行令（昭和二十四年政令第百三十号）第八条第一項の規定を実施するため、全国消費実態調査規則（昭和三十四年総理府令第三十九号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

## 全国消費実態調査規則

（趣旨）

**第一条** 統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である全国消費実態統計を作成するための調査（以下「全国消費実態調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

**第二条** 全国消費実態調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費の水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

（定義）

**第三条** この省令において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

- 2 この省令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。
- 3 この省令において「世帯主」とは、世帯を主宰する世帯員をいう。
- 4 この省令において「勤労者世帯」とは、世帯主が勤労者である世帯をいう。
- 5 この省令において「無職世帯」とは、世帯主が無職である世帯をいう。

（調査月）

**第四条** 全国消費実態調査は、直前の全国消費実態調査を行った年から五年目に当たる年（以下「実施年」という。）の九月、十月及び十一月の三月間について行う。ただし、単身者の世帯については、十月及び十一月の二月間について行う。

（調査の種類）

**第五条** 全国消費実態調査は、甲調査及び乙調査とする。

（調査の対象）

**第六条** 全国消費実態調査は、甲調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により市町村長が選定した世帯（以下「甲調査世帯」という。）、乙調査にあつては総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「乙調査世帯」という。）の世帯員について行う。

（調査事項等）

**第七条** 全国消費実態調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には甲調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、乙調査の場合には乙調査世帯の世帯員に係る第一号、第三号及び第六号に掲げる事項を調査する。

- 一 収入及び支出に関する事項。ただし、甲調査においては、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項とする。
- 二 主要耐久消費財に関する事項
- 三 年間収入に関する事項
- 四 貯蓄現在高に関する事項
- 五 借入金残高に関する事項
- 六 世帯及び世帯員に関する事項
- 七 現住居に関する事項
- 八 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

## 第八条 削除

(統計調査員)

**第九条** 全国消費実態調査の事務に従事させるため、法第十四条に規定する統計調査員として都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力（第三項に規定する指導員にあつては、次項及び第三項に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
- 二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

2 統計調査員は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（甲調査にあつては市町村長から指定された調査区を、乙調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、甲調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

5 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

6 市町村長は、統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一備考第四号の規定により同表五の項第三欄一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。次条において「甲調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

7 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(甲調査の統計調査員等に関する事務の報告)

**第十条** 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第四号の規定により甲調査の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報

告するものとする。

(委託の報告)

**第十一条** 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第四号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも世帯員の収入及び支出の調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者を使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合には、その旨及びその内容を総務大臣に報告するものとする。

(統計調査員の身分を示す証票)

**第十二条** 甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知事は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

2 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

(調査の方法及び期間)

**第十三条** 全国消費実態調査は、調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。第十五条第三項において同じ。）又は統計法施行令別表第一備考第四号の規定により甲調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者を使用される者（同項において「民間事業者等」という。）が調査票を担当調査区内の甲調査世帯又は乙調査世帯ごとに配布し、及び取集し、並びに質問することにより行う。

2 前項の規定による調査は、実施年の八月十五日から十二月二十日までの間において行う。

(期間の変更)

**第十四条** 市町村長は、甲調査に関し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつた場合又は乙調査に関し、天災事変その他避けることのできない事故のため、前条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、都道府県知事から前項の規定による報告があつた場合には、地域を限り、前条第一項の規定による調査を行う期間を別に定めることができる。

4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

(報告の義務及び方法)

**第十五条** 全国消費実態調査に当たっては、第七条第一項各号に掲げる事項について、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主、乙調査にあつては乙調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

2 甲調査世帯の世帯主に準ずる者及び乙調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

(調査票等の提出)

**第十六条** 調査員及び指導員は甲調査にあつては市町村長、乙調査にあつては都道府県知

事に対しその定める期限までに、市町村長は都道府県知事に対しその定める期限までに、都道府県知事は総務大臣に対しその定める期限までに、それぞれ調査票その他関係書類を提出しなければならない。

(結果の公表)

**第十七条** 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

**第十八条** 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第七条第一項第六号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

#### 附 則

- 1 この府令は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十一年に実施する乙調査のうち第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第十三条の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第一項第二号及び第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第三号及び第六号に掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条、第九条及び第十二条から第十六条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十七条及び第十八条の規定を適用する。

**附 則**（昭和三十九年六月二九日総理府令第三五号）

この府令は、昭和三十九年七月一日から施行する。

**附 則**（平成元年六月六日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成六年五月二〇日総理府令第二六号）

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十一年六月一八日総理府令第三八号）

この府令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十二年三月三〇日総理府令第三三号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十二年八月一四日総理府令第九〇号）抄

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則**（平成十五年三月一八日総務省令第三八号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成一六年四月三〇日総務省令第八七号）

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二〇年一二月一〇日総務省令第一四一号）抄

**第一条** この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

**附 則**（平成二一年四月六日総務省令第四五号）抄

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。